

元高橋瓦所窯跡発掘調査に係るプレハブ建物等賃貸借契約特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、公益財団法人広島県教育事業団（以下「甲」という。）が、プレハブ建物等の賃貸借について、受託業者（以下「乙」という。）が行うべき業務の内容と方法に関して規定したものである。

(契約基準)

第2条 本契約は、本特記仕様書に基づき実施するものとする。

(契約内容)

第3条 本契約の内容は次のとおりとする。

(1) 契約名称

元高橋瓦所窯跡発掘調査に係るプレハブ建物等賃貸借契約

(2) 設置場所

東広島市西条町寺家

(詳細は、別紙1のとおり)

(3) 賃貸借物件

プレハブ建物等、仮設トイレ、シンク及び備品類

(詳細は、別紙2のとおり)

(4) 賃貸借期間

令和8年5月11日(月)から 令和8年10月16日(金)まで (159日間)

(契約変更)

第4条 前条各号に規定する内容に変更があるときは、変更内容に基づき甲が設計の見直しを行い、甲乙協議して定め、契約変更を行うこととする。ただし、協議開始の日から14日（甲があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の規定にかかわらず賃貸借期間が7日間以下の延長若しくは短縮した場合については、落札金額の変更は行わないこととする。

(賃貸借料の支払い)

第5条 賃貸借料の支払いは、本賃貸借完了後の一括払いとする。

2 乙は、賃貸借期間が終了し、プレハブ建物等の解体撤去作業等が完了した後に、賃貸借料の支払いを請求することができる。

(関係法令の遵守)

第6条 乙は、本契約の実施にあたり、プレハブ建物等運搬、組立設置及び解体撤去、電気設備工事等の関係法令、規則を遵守し、業務場所の安全管理、事故防止、労働環境整備、保安対策や、公害、火災、災害の防止に努めなければならない。

2 本契約の実施のため、関係法令に基づく手続きが必要な場合は、乙が遺漏なく行うものとする。

3 前2項の措置は、乙の責任と費用負担によることとする。

(指示及び協議の書面主義)

第7条 本契約に係る重要な指示及び協議は、書面により行うものとする。ただし、設置場所における詳細な指示及び緊急やむを得ない事情がある場合は、口頭で行うことができるものとする。

(疑義の解決)

第8条 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ決定するものとする。